

## 国民年金が変わります！

### 平成18年度の改正ポイント

#### ◆国民年金保険料が変更されます！

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は月額13,860円（平成17年度13,580円）となります。平成29年度まで毎年度280円ずつ引き上げられ最終的に月額16,900円となる予定です。

保険料の引き上げは、今後さらに進行するとされる高齢化や支え手となる現役世代の減少という少子化問題を見据え、給付と負担のバランスを図り、年金制度を恒久的なものとするうえで必要な措置とされています。

なお、平成21年度までに基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げることにより、どの世代でも納付した保険料の1.7倍以上の年金を受け取れると試算されています。

#### ◆保険料免除の段階が増えます！

平成18年7月から保険料がより納付しやすくなるように、多段階免除制度が導入されます。従来からの全額免除及び半額免除に加え、4分の1免除及び4分の3免除の新しい段階が加わります。

#### 扶養親族等の数が0人の場合の所得基準額（単位：万円）

全額免除	3 / 4 免除	半額免除	1 / 4 免除
57(122)	78(143)	118(194)	158(251)

( )内は給与所得とした場合の収入金額  
配偶者又は世帯主の所得にも適用  
全額免除以外は上記金額に各種控除金額を加算

#### ◆受給する基礎年金額が引き下げられます！

平成17年の年平均全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）が、前年と比較すると-0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。

満額の老齢基礎年金の場合、月額200円引き下げ

られ、年間792,000円となります。

平成18年4月分から新しい年金額が適用されますので、6月の定期支払（4、5月分）から年金額が変更となります。

#### ◆障害基礎年金と老齢厚生年金等が併給可能となります！

今までの制度で、障害基礎年金については老齢や死亡を支給事由とする厚生年金等からの給付とは併給できないこととされており、障害を有しながら就労し厚生年金保険料等を納付したとしても、自分の年金に反映されにくい仕組みとなっていました。

しかし、平成18年4月（年金額の改定は5月分）から受給権者の申し出により、障害基礎年金と老齢又は死亡を支給事由とする厚生年金等の給付と併給が可能となります。

これにより、障害を有しながら就労し厚生年金保険料等を納めた期間が年金額に反映されることとなります。

対象者は、65歳に達している障害基礎年金受給権者のうち、老齢厚生年金、遺族厚生年金、退職共済年金、遺族共済年金を受給できる方です。

#### 【例】

65歳時点で、老齢年金が障害基礎年金を選択

現行制度

老齢厚生年金	どちらかを選択
老齢基礎年金	
障害基礎年金	

障害基礎年金のみの方が金額が高くなり、障害基礎年金を選択するケースが多い  
★自ら保険料を納付したことが年金給付に反映されにくい

改正後

老齢厚生年金等
障害基礎年金

障害基礎年金 + 老齢厚生年金等との併給が可能  
★就労し保険料を納めた期間が年金額に反映

詳しくは、役場町民課福祉住民係(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。



お誕生おめでとう  
佐藤 花奏(か)父治美(宮園町)  
お悔やみ申し上げます  
金田テツヨ(85歳)字問寒別  
中岡 邦之(69歳)4条南2  
福田 一男(94歳)字幌延  
岡本 菊江(84歳)2条南1

戸籍の窓

1月

社会福祉に  
〔香典返しの一部〕  
金田 正男(妻)字問寒別  
福田 安治(父)栄町  
町立病院に  
〔医療機器整備資金として〕  
三上 之世

ご寄付ありがとうございます  
ございます

1月